境界情報等閲覧等事務取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、緑政土木局路政部測量調査課（以下「測量調査課」という。）が保有する境界情報等について、市民財産の保全及び土地に関連する行政の各種事業等に対して積極的な利活用を図るべく、閲覧（写真撮影を含む）および情報提供（以下「閲覧等」という。）に供するために必要な事項を定めるものである。

（閲覧等に供する境界情報等）

第２条　この要綱において閲覧等に供する境界情報等とは、次に掲げるもののうち、測量調査課長（以下「課長」という。）が提供を認めた情報をいう。

（１）換地確定図等

ア　名古屋市及び土地区画整理組合等が施行した土地区画整理事業に係る換地確定図面

イ　名古屋市が調製した各筆の状況を表す図面

ウ　戦災復興土地区画整理事業により作成された換地確定図面

エ　土地改良事業及び耕地整理事業により作成された換地確定図面

オ　開発行為により作成された図面

（２）境界確認申請情報

道路等境界確認事務取扱要綱及び公園等境界確認事務取扱要綱（以下「境界確認要綱」という。）第１号様式に記載された情報の内、申請地及び代理人である土地家屋調査士名、同法人名

（３）境界確定情報

ア　平成２１年度以降については、境界確認要綱に定める境界確認事務（以下、「境界確認事務」という。）における確認通知書又は土地境界確認書の交付の有無

イ　平成２０年度以前については、土木局所管道路等境界明示事務取扱要綱に定める境界明示申請の有無

ただし、道路区域線等証明を交付した土地に関しては、証明願の有無

（４）世界座標化成果（又は区域線設定図）

境界確認事務において、名古屋市の協議線の基となる街区の位置情報を表す図面

（閲覧等の場所）

第３条　閲覧等を行わせる場所については、以下に掲げるとおりとする。

２　測量調査課境界測量総括担当では第２条第１号に掲げる図面等の記録媒体の貸出しのみ行うものとする。

３　測量調査課東部方面境界測量担当及び同課西部方面境界測量担当では第２条に定める境界情報等の閲覧を行うものとする。ただし、第２条第３号及び第４号に掲げる図面等の閲覧等については、閲覧等をしようとする土地を所管する測量調査課東部方面境界測量担当又は同課西部方面境界測量担当の各窓口で行うものとする。

（閲覧等を行う日及び閲覧時間）

第４条　閲覧等を行う日は、名古屋市の休日を定める条例（平成３年名古屋市条例第３６号）第２条第１項各号に掲げる日以外の日とし、閲覧時間は、午前９時から午後５時まで（午後０時から午後１時までを除く。）とする。

（閲覧等の許可及び方法等）

第５条　課長は、境界情報等の閲覧等を希望する者（以下「閲覧申請者」という。）に次に掲げる各種申請書（第１～４号様式）（以下「申請書」という。）を提出させ、申請書記載の誓約事項について同意する者に対してのみ境界情報等の閲覧等を許可するものとする。

（１）換地確定図等

確定図等（貸出・閲覧）申請書（第１号様式）

（２）境界確認申請情報

境界確認申請情報閲覧申請書（第２号様式）

（３）境界確定情報

境界確定調査申請書（第３号様式）

（４）世界座標化成果（又は区域線設定図）

道路等境界情報閲覧申請書（第４号様式）

２　前項の許可を受けた場合の閲覧等の方法は、次に掲げるとおりとする。

（１）換地確定図　情報を記録した記録媒体の貸出し又は閲覧及び写真撮影

（２）境界確認申請情報　閲覧及び写真撮影

（３）境界確定情報　口頭で回答

（４）世界座標化成果（又は区域線設定図）　閲覧及び写真撮影

３　写しの交付は行わない。ただし、法令等に基づき依頼があった場合は除く。

４　貸出しを受けた記録媒体を破損した者は、速やかにその旨を通知したうえで当該記録媒体を返却し、破損した記録媒体１枚につき、同一品質で新品の記録媒体１枚を本市に提供しなければならない。

（世界座標化成果（もしくは区域線設定図）の閲覧準備）

第６条　課長は、世界座標化成果（もしくは区域線設定図）の閲覧に係る申請書の提出を受けたときは閲覧の準備を行うものとし、準備が完了したときは閲覧申請者にその旨を連絡するものとする。

２　前項の準備は、原則として申請書を受理した日から起算して７日以内に行うものとする。ただし、申請に係る世界座標化成果（又は区域線設定図）が著しく大量であって事務の遂行に支障が生じるおそれのある場合その他特に必要があると認める場合は、相当の期間を設けて準備に充てるものとする。

３　課長は、事務の都合又はその他の理由により申請書の提出があったときから速やかに世界座標化成果（又は区域線設定図）を閲覧させることができない場合は、申請者にその旨を知らせるものとする。

（閲覧等の中止又は禁止）

第７条　課長は、閲覧申請者が次に掲げる行為をしたときは、その閲覧等を中止させ、又は閲覧等を禁止することものとする。

（１）境界情報等を許可なく指定の場所以外に持ち出すこと。

（２）境界情報等を破損し、又は汚損するおそれのある行為をすること。

（３）閲覧等の時間を守らないこと。

（４）他の閲覧者の迷惑になるような行為を行うこと。

（５）職員の指示に従わないこと。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、境界情報等の閲覧等について必要な事項は課長が定める。

附　則

１．この要綱は令和６年５月１日より施行する。

２．次に掲げる要綱は廃止する。

（１）確定図等閲覧事務取扱要綱（令和２年１１月３０日施行）

（２）道路等境界情報閲覧事務取扱要綱（平成２７年４月１日施行）

（３）境界確認申請情報貸出事務取扱要綱（平成３１年４月１日施行）

第１号様式

確定図等（貸出・閲覧）申請書

年　　月　　日

（宛先）測量調査課長

閲覧申請者

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

職　業＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電　話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下記の土地について、下記誓約事項に同意し、確定図データファイルの貸出し又は確定図等の閲覧を申請します。

閲覧箇所	
閲覧目的	□ 測量　　□ 境界確認 □ その他（　　）

（注１）所在地によっては存在しない資料があります。

（注２）数字等が不鮮明で読み取れないものもあります。

【誓約事項】

（１）境界情報等の内容について、説明を求めたり、異議を唱えたりしません。

（２）境界情報等の記載内容は、現況や他の測量資料と必ずしも一致しないことを十分に認識し、参考資料としてのみ利用します。

（３）世界座標化成果（又は区域線設定図）について、確定した境界線ではないこと、予告なく変更する場合がある事及び後日の境界確認協議を拘束しないことを認めます。

（４）閲覧などによって得た境界情報等は、他人に譲渡せず、個人情報の取扱に留意し、申請した目的以外には利用せず適正に使用します。

（５）境界情報等の閲覧等に起因する直接又は間接の損失・損害等について名古屋市は一切の責任を負わないことを認め、万一紛争などが発生したときは、閲覧申請者の責任で解決します。

（６）貸出しを受けた記録媒体は、３日以内（閉庁日を除く）に返却します。

事　務　処　理　欄		
貸出 DVD 番号 No.＿＿＿	貸与	年　　月　　日　受付者：
	返却	年　　月　　日　受付者：

第２号様式

境界確認申請情報閲覧申請書

年　　月　　日

（宛先）測量調査課長

閲覧申請者

住所

職業（会社名）

氏　名

連絡先

下記の土地について、下記誓約事項に同意し、境界確認申請情報の閲覧を申請します。

閲覧箇所	
閲覧目的	□　測量　□　境界確認 □　その他（　　）

（注）閲覧箇所によっては存在しない場合があります。

【誓約事項】

（１）　境界情報等の内容について、説明を求めたり、異議を唱えたりしません。

（２）　境界情報などの記載内容は、現地や他の測量資料と必ずしも一致しないことを十分に認識し、参考資料としてのみ利用します。

（３）　世界座標化成果（又は区域線設定図）について、確定した境界線ではないこと、予告なく変更する場合があること及び後日の境界確認協議を拘束しないことを認めます。

（４）　閲覧などによって得た境界情報等は、他人に譲渡せず、個人情報の取扱いに留意し、申請した目的以外には利用せず、適正に使用します。

（５）　境界情報等の閲覧等に起因する直接又は間接の損失・損害等について名古屋市は一切の責任を負わないことを認め、万一紛争等が発生したときは、閲覧申請者の責任で解決します。

閲覧者
ﾁｪｯｸ欄

閲覧日	閲覧者名（サイン）

第３号様式

境界確定調査申請書

年　　月　　日

（宛先）測量調査課長

依頼者

会 社 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿TEL＿＿＿＿＿＿＿＿FAX＿＿＿＿＿＿＿＿

依頼理由＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下記の土地について、下記の誓約事項に同意し、境界確定調査を申請します。

境界確定調査申請箇所

（＿＿＿＿＿＿区＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

（＿＿＿＿＿＿区＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

【誓約事項】

（１）　境界情報の内容について、説明を求めたり、異議を唱えたりしません。

（２）　境界情報等の記載内容は、現況や他の測量資料と必ずしも一致しないことを十分に認識し、参考資料としてのみ利用します。

（３）　世界座標化成果（又は区域線設定図）について、確定した境界線ではないこと、予告なく変更する場合があること及び後日の境界確認協議を拘束しないことを認めます。

（４）　閲覧等によって得た境界情報等は、他人に譲渡せず、個人情報の取扱に留意し、申請した目的以外には利用せず適正に利用します。

（５）　境界情報等の閲覧等に起因する直接又は間接の損失・損害等について名古屋市は一切の責任を負わないことを認め、万一紛争等が発生したときは、閲覧申請者の責任で解決します。

事務処理欄

担当者名	処理内容
	□ 平成２０年度以前の申請受付箇所 □ 道路区域線証明の交付箇所 □ 平成２１年度以降の申請受付箇所

第４号様式

※ 閲覧申請　○○R○○－○○○○

道路等境界情報閲覧申請書

【誓約事項】

（１）　境界情報の内容について、説明を求めたり、異議を唱えたりしません。

（２）　境界情報等の記載内容は、現況や他の測量資料と必ずしも一致しないことを十分に認識し、参考資料としてのみ利用します。

（３）　世界座標化成果（又は区域線設定図）について、確定した境界線ではないこと、予告なく変更する場合があること及び後日の境界確認協議を拘束しないことを認めます

（４）　閲覧等によって得た境界情報等は、他人に譲渡せず、個人情報の取扱に留意し、申請した目的以外には利用せず適正に利用します。

（５）　境界情報等の閲覧等に起因する直接又は間接の損失・損害等について名古屋市は一切の責任を負わないことを認め、万一紛争等が発生したときは、閲覧申請者の責任で解決します。

年　　月　　日

（宛先）測量調査課長

閲覧申請者

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

職　業＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電　話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下記の土地について、上記誓約事項に同意し、道路等境界情報の成果の閲覧を申請します。

閲覧箇所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

閲覧図面　□世界座標化成果（または区域線設定図）　□測量成果図＿＿＿＿＿＿＿＿

路線名（幅員）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

閲覧目的　□境界確認（ 家の建て替え ・ 土地の売買 ・ 土地の登記 ）＿＿＿＿＿＿＿＿

□その他（　　）

添付図書　□位置図＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

閲覧者
ﾁｪｯｸ欄

閲覧日	閲覧者名（サイン）